

開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱（案）

制 定 平成 16 年 9 月 1 日

改 正 平成 26 年 月 日

（目的）

第 1 条 本要綱は、都市計画法第 29 条の規定に基づき開発許可を受けようとする場合で、20 ヘクタール以上の開発行為、及び 20 ヘクタール未満の開発行為で 10 戸以上の一戸建て住宅を計画するものにおいて、ごみ集積場所（都市計画法施行令第 29 条の 2 第 1 項第 7 項の「ごみ収集場」に同じ。）に係る協議の手続を定めることを目的とする。

（協議申出書）

第 2 条 開発許可を申請しようとする者（以下「許可申請者」という。）は、「ごみ集積場所設置基準」（平成 16 年 9 月 1 日制定）を順守し、開発行為に伴うごみ集積場所の設置に関する（新規・変更）協議申出書（様式第 1 号。以下「協議申出書」という。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して、横浜市長に提出するものとする。

| 必 要 書 類                         | 説 明  |
|---------------------------------|--|
| 1 案内図（付近見取り図）<br>（1/2, 500 地形図） | 開発区域を明示すること  |
| 2 土地利用計画図<br>（1/300～1/500）      | 開発区域内の土地利用計画を表した図面   |
| 3 詳細図                           | ごみ集積場所の構造・仕上げ及び面積を表示した図面<br>寄附の意向がある場合は、寄附予定地と民地との境界を明確に表示すること |

※ なお、上記の他に「新規住宅建築等調査受付票」を資源循環局収集事務所に提出すること。

（協議同意書）

第 3 条 横浜市長は、前条の申出に同意するときは、許可申請者に対し、開発行為に伴うごみ集積場所の設置に関する（新規・変更）協議同意書（様式第 2 号。以下「協議同意書」という。）を交付するものとする。

2 横浜市長は、前項の同意に当たり必要なときは、条件を付することができる。

3 許可申請者は、協議同意書を都市計画法第 29 条第 1 項に規定する開発行為の許可申請

に添付するものとする。

(協議同意書の有効期限)

第4条 協議同意書の有効期限は、協議成立日の翌日から起算して3年とする。

(完了検査)

第5条 許可申請者は、ごみ集積場所の完成後、所管の資源循環局収集事務所に連絡をし、完了検査を受けるものとする。

(取下書)

第6条 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受ける前に、協議申出書を取り下げる場合、許可申請者は、取下書(様式第3号)を横浜市長に提出するものとする。なお、すでに協議同意書が交付されている場合には、これを返却する。

(変更)

第7条 協議同意書に記載されたごみ集積場所の設置に関する事項についての変更が生じた場合、許可申請者は、原則として協議申出書により変更協議の申出を行うものとする。

2 前項の規定による変更協議に対する同意については、第2条及び第3条を準用する。

3 次に掲げる場合は第1項の規定による変更協議に替わり、変更届(様式第4号)を横浜市長に提出するものとする。

(1) 許可申請者が変更となる場合

(2) 寄附の意向が変更となる場合

(3) その他、ごみ集積場所の形状、位置、有効面積等に変更がなく、収集作業への影響がないと横浜市が認めた場合

(ごみ集積場所面積訂正申請書)

第8条 協議同意書に記載されたごみ集積場所の面積と、第5条の完了検査後に境界確定等により確定したごみ集積場所の面積とに差異が生じた場合について、許可申請者は、ごみ集積場所面積訂正申請書(様式第5号)に必要事項を記入し、必要箇所を訂正した詳細図を添付して、横浜市長に提出するものとする。

2 横浜市長は、前項の訂正について承認するときは、許可申請者に対し、ごみ集積場所面積訂正承認通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(寄附)

第9条 許可申請者は、当該要綱で協議し横浜市が設置の同意をしたごみ集積場所を、当該要綱で定める手続きにより横浜市に寄附することができる。

(意向の表明)

第 10 条 横浜市へごみ集積場所を寄附しようとする者（以下「寄附申請者」という。）は、寄附をする土地について、協議申出書をもって意向を表明するものとする。

(ごみ集積場所寄附申請書)

第 11 条 寄附申請者は、ごみ集積場所工事の完了検査終了後、速やかに、ごみ集積場所寄附申請書（様式第 7 号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して横浜市長に提出するものとする。

| 必要書類                       | 様式       | 説明  | 部数     |
|----------------------------|----------|---|--------|
| 1 協議同意書（写）                 | 様式第 2 号  |   | 1 部    |
| 2 ごみ集積場所面積訂正承認通知書（写）       | 様式第 6 号  | 集積場所面積を訂正した場合のみ   | 1 部    |
| 3 横浜市に寄附する土地（ごみ集積場所）の登記簿謄本 |          | 公簿地積と実測地積が等しいこと<br>仮登記、抵当権、賃貸権等が設定されていないこと<br>地目は「雑種地」であること | 各筆 1 部 |
| 4 公図（写）                    |          | 作成者が記名、押印し作成年月日を記入すること                                      | 1 部    |
| 5 求積図<br>(1/50～1/250)      |          | 筆別に求積すること<br>作成者が記名、押印し作成年月日を記入すること                         | 1 部    |
| 6 土地利用計画図<br>(1/300～1/500) |          |   | 1 部    |
| 7 土地寄附契約書                  | 様式第 9 号  | 1 部には、収入印紙 200 円を貼付すること                                     | 2 部    |
| 8 登記承諾書                    | 様式第 10 号 |   | 1 部    |
| 9 印鑑証明書                    |          | 土地の登記簿上の権利者と符合すること  | 1 部    |
| 10 資格証明書                   |          | 会社事項全部証明書又は代表者事項証明書<br>土地の登記簿上の権利者と符合すること                   | 1 部    |

※ 図面類は、A 4 判左とじにできるよう折ること。

- 2 寄附申請者は、ごみ集積場所審査調書の提出日の翌日から起算をして6か月以内に寄附の申請を行うものとし、これを過ぎても申請をしない場合には寄附の意向を取り下げたものとみなす。

(寄附契約及び所有権移動)

第12条 横浜市長は第11条の申請を受理する場合は、土地受納決定通知書(様式8号)により申請者に対し通知するとともに、土地寄附契約書(様式第9号)を作成し、当該ごみ集積場所の寄附契約手続を行うものとする。

- 2 当該ごみ集積場所の所有権は、前項の土地寄附契約を締結した時点で横浜市に移転し、土地の引き渡しが行なわれたものとする。
- 3 横浜市長は、寄附契約締結後、速やかに当該ごみ集積場所の所有権移転登記を行うものとする。

(構造物の変更)

第13条 寄附された集積場所について、利用者が構造物の変更を希望する場合は、事前に横浜市と協議した上で、利用者がこれを行うことができる。

(境界標)

第14条 寄附申請者は、土地の境界折点に境界標を設置するものとする。

(維持管理)

第15条 この要綱に基づき設置されたごみ集積場所の日常の維持管理は原則として利用者が行うものとする。

- 2 許可申請者は、前項の規定について、ごみ集積場所を使用することが見込まれる全ての世帯に対し、説明するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年 月 日から施行する。ただし、同日より前に「横浜市開発事業の調整等に関する条例」9条の標札設置の届を提出した案件へは適用しない。